

# 告示

## 埼玉県告示第千三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山中部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	栗原和夫	埼玉県比企郡嵐山町大字広野千九十八番地
同	松本美智男	同 同 同 吉田二千百四十九番地
同	内田実	同 同 同 広野千八十二番地